

追 加 議 案 (令和3年6月23日提出)

議案番号	件	名
議第55号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議第56号	人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて	

議第 5 5 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 4 5 教育長の給料月額は、令和 3 年 7 月 1 日から現に市長の職にある者の任期満了の日（当該市長が任期の途中において退職したときは当該退職の日）までの間、別表第 1 の規定にかかわらず、同表の額から当該額に 2 0 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とし、期末手当基礎額も同様とする。
- 4 6 前項の規定の適用を受けている教育長が退職した場合における人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第 3 条に規定する給料月額は、別表第 1 に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 3 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

マニフェスト及び行財政健全化計画に基づき、令和 3 年 7 月 1 日以降における教育長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第56号

人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

志 波 典 明

令和3年6月23日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 末次 美代 令和3年6月30日 任期満了
- 2 志波 典明の略歴

(提案理由)

教育長を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意が必要である。